

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

佐賀県人事委員会規則第21号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成15年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>（特定任期付職員業績手当）</u></p> <p><u>第6条 条例第7条第4項の特に顕著な業績を挙げたと認められる職員かどうかは、特定任期付職員として採用された日から起算して1年を経過するごとの日の属する月の初日（以下「基準日」という。）に、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定による判断は、特定任期付職員として採用された日から基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者が特定任期付職員として挙げた業績について行うものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定は、特定任期付職員が離職する場合について準用する。この場合において、第1項中「特定任期付職員として採用された日から起算して1年を経過するごとの日の属する月の初日（以下「基準日」という。）に」とあるのは「特定任期付職員が離職する日の属する月の初日（以下「離職に係る基準日」という。）に」と、前項中「から基準日まで」及び「から直近の基準日まで」とあるのは「から離職に係る基準日まで」と読み替えるものとする。</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>第7条</u> 特定任期付職員業績手当は、基準日又は特定任期付職員が離職する日の属する月の佐賀県職員の給料その他の給与支給規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第9号）第2条に規定する職員の給料の支給定日（以下「支給日」という。）に支給するものとする。ただし、特定任期付職員の離職が支給日以後である等のため、支給日に支給することができないときは、支給日以後に支給することができる。</p> <p><u>第8条～第12条</u> 略</p>	<p><u>第6条～第10条</u> 略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。